

議案第68号

鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」と

いう。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(授業料等の納付方法)</p> <p>第4条 授業料（通信制の課程に係るものを除く。）は、前条第1項に定める額の12分の1に相当する額を、それぞれ<u>毎月26日</u>（入学年度の4月分にあつては、<u>5月26日</u>）までに納付しなければならない。ただし、月の中途に入学又は復学をした場合の当該月分の授業料は、<u>翌月の26日</u>までに納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(中途入学者等の授業料等)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(授業料等の納付方法)</p> <p>第4条 授業料（通信制の課程に係るものを除く。）は、前条第1項に定める額の12分の1に相当する額を、それぞれ<u>毎月22日</u>（入学年度の4月分にあつては、<u>5月22日</u>）までに納付しなければならない。ただし、月の中途に入学又は復学をした場合の当該月分の授業料は、<u>翌月の22日</u>までに納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(中途入学者等の授業料等)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 授業料の滞納により学籍を除いた者に対しては、前条及び前項の規定にかかわらず、授業料を徴収しない。</u></p>

2 略

(授業料等の減免)

第7条 略

2 知事は、授業料の滞納により退学の処分を行った者のうち、
やむを得ない事情があると認められる者に対しては、規則で定
めるところにより、未納の授業料を免除することができる。

3 略

(授業料等の減免)

第7条 略

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。